

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

今号の記事

■ 特集 アジア各国での留学・交流プログラム

とある日本人の『ビルマの日々』…………… 2頁

名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程2年 大野太

点と点が繋がった未来へ…………… 3頁

名古屋大学法学部4年 佐々木あみ

オンライン日本法講師体験プログラムを実施…………… 4頁

「オンライン日本法講師体験を通じて」

名古屋大学法科大学院
修生 栗本幹大

「オンラインで日本法を教えることの難しさ」と学び

名古屋大学法科大学院
修生 山田遼

「日本法講師体験」

一橋大学法科大学院
修生 中野太郎

■ TOPICS

ベトナム立憲主義に関するハノイ法科大学・

名古屋大学共催ワークショップ…………… 6頁

名古屋大学大学院法学研究科 特任准教授 ファン・ティ・ラン・フォン

2022年CALE年次国際会議「グローバル化の文脈における

現代アジア型立憲主義のアイデンティティとダイナミクス」… 7頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 イスマトフ・アジズ
講師 牧野絵美

ハーバードロースクール・グローバル

スカラーズアカデミーに参加して…………… 8頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 イスマトフ・アジズ

加田法務大臣政務官車座対話…………… 9頁

名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程2年 ピラチャン・ソムサワート

名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程2年 エルデネオチル・サンチルオヤ

弁護士会と名古屋大学の国際交流

～人を育てる～…………… 10頁

中部弁護士会連合会 国際委員会委員長 小川晶露

アジア法交流セミナー報告①…………… 11頁

名古屋大学大学院法学研究科 博士後期課程2年 クム・カエマリー

アジア法交流セミナー報告②…………… 11頁

名古屋大学大学院法学研究科 博士後期課程1年 レ・ティ・キム・オウイン

■ アジア法・法整備支援研究の最前線

「もう一つの大統領制」との邂逅

—カラカルバクスタン共和国で目にしたウズベキスタン共和国大統領選挙—… 12頁

愛知県立大学副学長 川畑博昭

■ New ウズベキスタン便り

印象的なウズベキスタンの法制度…………… 14頁

ウズベキスタン・日本法教育研究センター 特任講師 吉川拓真

■ センター長便り

CALEセンター長としての3年間…………… 16頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 藤本亮

新センター長からのメッセージ

20年の歴史から、新たな発展へ…………… 17頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター 新センター長 村上正子

■ 行事など…………… 18頁

No.48

2022.3.31

とある日本人の『ビルマの日々』



名古屋大学大学院
法学研究科
博士前期課程2年

大野 太

今でも時折、寮の窓の外から入ってくるミャンマー語の音楽や中古車の鈍いクラクションの音、瘦こけた犬の鳴き声など何が何やら分からない都市の喧騒と熱帯特有の暖かく乾いた風をまるで昨日のこのように思い出すことがあります。

2017年の11月から2018年の3月までミャンマーの最大都市ヤンゴンはかなりゆっくりと時間が過ぎていたように思います。学部2年だった私はさほど授業もなく（大学の教員

は首都ネピドーに行くと言って授業を頻繁に休講にします）、友人と話す程度なく寮に帰って夕食までとりとめなく過ごしていました。当然、娯楽施設などなく留学中は多くの時間を寮の中で過ごすこととなりますが、残念ながら寮にはWi-Fiもテレビもありません。そのため窓を大きく開けて窓から中庭の様子を見るのが唯一の娯楽です。そんな平和な午後のひと時に私は窓の外を見ながらよく「ここは本当に民主化と経済成長で世界中の注目を浴びているミャンマーなんだろうか」と不思議に思っていました。確かに街中には新しく建設されるビルが目立つようになってきましたし、外国資本のスーパーマーケットやホテルも目立ちます。

2012年の段階的な民主化後、欧米の経済制裁が解除された影響で多くの資金がミャンマー国内に投入されてきたのです。しかし、そこに生活しているミャンマーの人々はどうものんびりしているように見えることが多かったのも事実です。それは日本人が普段時計に縛られて忙しい生活をしすぎているせいでしょうか。とにかく、当時のヤンゴンは平和でこれからの明るい成長を保証された世界でも数少ない都市の一つではなかったのかと思いました。

しかし、そのような明るい未来に対する期待は簡単に覆されてしまいました。2021年に再び国軍がクーデターを企てたためです。多くの人の血と汗で前進した民主化がこんなにも一瞬で失われてしまうのかと大変衝撃を受けました。私が留学を通じて得た経験の中で最も大きいことは「新しい法や政治が社会の中に根付くことはいかに難しいのか」ということです。一見順調に進んでいるように見える社会の中でも、その裏では不満を持つ人間や集団がいますし、その存在が社会全体にとっても大きなリスクを与えながら存在していることはあるのです。例え大学による（非政治的？）法整備支援であっても純粋な「知識」や「論理」だけが成功する法整備支援への十分条件ではないのです。特に法という相対的な価値観の上に成立する概念を支援する以上、価値を発信し、社会の中で共有しようとするヒトに求められるものは非常に多いはずで、普段自分の所属しない社会であれば尚更です。つまり支援側にいるヒトの「人間的魅力」や「政治的感覚」も成功のための必要条件となっているのです。ミャンマーは今後どのような国になっていくのでしょうか。日本はそれに対して何ができるのでしょうか。もしくは何をすべきでないのでしょうか。どのような道をミャンマーが進んだとしてもあの平和で暖かなヤンゴンの日々が変わらずそこにあることを心から願っています。

最後になりますが、私の留学を資金面と事務面から支援してくださったJASSOの関係者様及びCALEの皆様にはこの場において心から感謝申し上げます。また、私を温かく迎えてくれ、楽しい時間を共有してくれたミャンマーの友人達にも心から感謝しています。



筆者が退寮日に撮影した写真

点と点が繋がった未来へ



名古屋大学
法学部4年

佐々木 あみ

私が、「途上国」と呼ばれる国を初めて訪れたのは、大学一年生の春のことでした。法学部のキャンパスASEANプログラムにて、ミャンマーを1週間訪れる機会を得たのです。治安の悪さを警戒していた私を出迎えてくれたのは、ミャンマーの人々の温かい笑顔でした。こちらが笑いかけると、びっくりしてしまうほどに、彼ら彼女らが温かい笑顔を向けてくれたことが印象に残っています。また、ヤンゴン大学の学

生たちと交流し、尊敬できる友人ができました。彼らは私よりも年下ながら、英語で専門性の高い内容を学んでおり、課外活動にも意欲的で、そのエネルギーはすさまじいものでした。当時はラカイン問題の報道が盛んで、明るいニュースを聞かない国でしたが、現地には本当に素敵な人々がたくさんいるのだと、ミャンマーを見る目が変わりました。



ミャンマーの友人

その半年後、私はスウェーデンに渡航し、交換留学生として8か月間滞在しました。そこで衝撃を受けたのが、ベジタリアンやビーガンの友人が多いことでした。彼女たちは、生産段階でCO2を多く排出する肉を控えることで、気候変動を少しでも抑えようとしていたのです。環境のためにベジタリアンになる。初めて出会った価値観に衝撃を受けた私は、帰国後も気候変動について学ぶようになりました。そこで知ったのが、日本が途上国に向けて気候変動対策の技術支援を行っていることや、途上国が気候変動に最も脆弱な国々だということです。こうして、気候変動の文脈からも、私は途上国に目を向けるようになりました。

そんな折、昨年2月に勃発したのが、ミャンマーでの軍事クーデターです。当時、現地の友人たちは非常に怖がっていました。「将来自分の子供たちは自由な生活ができなくなる、あみ助けて…!」そんな悲痛な

声を聞きながらも、私には状況を変えられる力がなく、大きな無力感に苛まれました。

誰になれば、何かできる人間になれるんだろう。そう悩んだ私は、気候変動を通じた途上国への関心も重なり、卒業後には国際協力の道に進むことを決めました。

その後、オンラインで留学したインドネシアのガジャマダ大学では、留学生の自分をとても気にかけてくれる学生たちの優しさに感銘を受けました。今春からの国際協力の仕事を通して、この国に恩返しをしたいとも考えています。

今振り返れば、4年間海外で目を輝かせながら経験した一つ一つの出来事が、いつの間にか結びつき、現在と将来の自分に繋がっていると感じます。海外を経験するたくさんの方々の機会を与えてくれた名古屋大学法学部には、感謝の念に堪えません。



スウェーデンで多く見かけるベジタリアン食

オンライン日本法講師体験 プログラムを実施

■はじめに

「オンライン日本法講師体験」プログラムは、日本の法科大学院修了生が、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアにある日本法教育研究センターの3・4年生に日本法を講義することを通じて、日本法を外国の法律と比較して客観的に捉え、国際感覚を身につけた法曹を養成することを目的としています。2019年度までは、プログラム参加者が現地を訪問する形式で実施していました（関連記事としてCALE NEWS 42号8-9頁、44号10頁など）。しかし、2021年度は、各地の状況を鑑みて、初めてオンライン形式で実施しました。

プログラムでは、まず、7-8月に、日本法教育研究センター・コンソーシアム団体正会員の法科大学院を通じて参加者を募集しました。次いで、8月下旬から10月上旬にかけて計8回のオリエンテーションを実施しました。オリエンテーションでは、授業の組み立て方、日本語母語話者ではない学生に講義をする際の注意事項、ウズベキスタンなど各地の大学の概要などを学びました。また、参加者で意見を出し合いながら講義の準備をし、留学生の協力も得て予行演習を行いました。そして、10月中旬に、各国の日本法教育研究センターの授業を見学するとともに、参加者一人につき講義を2コマ（3年生を対象とした憲法分野の講義1コマおよび4年生を対象とした民法分野の講義1コマ）実施しました。以下では、プログラムの参加者からそれぞれの体験を報告していただきます。

「オンライン日本法講師体験を通じて」



名古屋大学
法科大学院
修了生

栗本 幹大

私は、名古屋大学法科大学院在籍時に、「アジアの法と社会」というサマースクールに参加させていただきました。その際に、私は、留学生の自国の法的問題に対する論文発表を聴き、実際に留学生と議論しました。他国の留学生が日本語という言語を学び、さらに日本の法律を学ぶことを通じて自国の法的問題を検討する姿を見て、いつかこの人たちの力になりたいと考えました。私は、他国の法的問題に取り組む学生を微力ながらお手伝いできる機会だと考え、本プ

ログラムに参加しました。

私が、本プログラムの一番魅力的だと感じる点は、他国の法律や法制度と日本法を比較することで、日本の法律を新たな視点から検討できる点です。私は、ベトナムのハノイ法科大学の4年生に対して、夫婦同氏制をテーマに講義体験を行いました。講義体験の準備や当日の議論を通じて、アメリカやヨーロッパ諸国であっても、女性が男性の氏に変更する慣習を有する国が多い点を学びました。さらに、ベトナムで一般的に使用されている氏は、約5つの氏であり、これら5つの氏を持つ人口は、全人口の約70%であることをベトナムの学生から学びました。これにより、日本の氏がベトナムと比べて多種多様に存在することを踏まえた上で、夫婦同氏制の意義等について新たに検討することもできました。

これからも、他国の法律と日本の法律を比較して多様な角度から検討する経験を活かして、他国の法的問題に関わる人々を援助できるように、日々努力していきたいと思えます。

「オンラインで日本法を教えることの難しさと学び」



名古屋大学
法科大学院
修了生

山田 遼

私は、カンボジアの4年生向けの民法の授業と、ベトナムの3年生向けの憲法の授業で、オンライン日本法講師体験を行いました。

まず、母語、法、文化・社会の異なる学生たちに日本法を教えることの難しさを感じました。これらの違いをふまえずに日本人に対するのと同様に話しては、自分が伝えたいことを伝えることはできません。加えて、オンラインには、対面に比べて一人一人の反応を鮮明に見て取ることができないという難しさもありました。

一方で、他国の法と日本法を比較することで、様々な考え方があってそれぞれに長所短所がありうるのだということを知りました。例えば、ベトナムの学生と、お互いの国の権力構造における両者の異同やその理由について意見交換をしました。必ずしもどちらかの制度が絶対的に優れているということではなく、それぞれメリットデメリットを踏まえた上で運用していくことが大事だと学びました。

さらに、日本の判例で使われている規範を簡単な言葉で学生に説明しようとしたときに、うまく説明できないことがあり、実は自分自身それほど日本法を理解できていないのではないかという気づきもありました。

このように、オンライン日本法講師体験では困難な部分もありましたが、他国の学生から多くを教わりました。今回はオンラインで現地に行くことができませんでしたが、いつか実際に訪問して現地の先生や学生と広く交流できると嬉しいです。

「日本法講師体験」

一橋大学
法科大学院
修了生

中野 太郎

私が日本法講師体験を志望したのは、学部時代より参加していた国際法の模擬裁判にあります。国際法は、日本国内を超えた普遍性を有していると感じることは多くありました。一方で、日本法という、あくまでも日本だけで通用するものだという理解でした。そうした中で、日本法を諸外国の学生に教えるという日本法講師体験は、従来の自分の価値観とは異なる視野をもたらすのではないかと考え参加しました。

本体験では、いくつかのセミナーへの参加を通じて、日本法及び日本の法整備支援について学ぶことができました。これによりどのような姿勢で講師を行うべきかという大枠のようなものを得られました。そのほかにも、実際に行われている授業を見学することができました。これにより、外国の学生が日本語を通じてどのような講義を行っているのかと言った疑問も解消されました。また、こうした授業見学は、自分が講師として講義を行う際に何をどのように意識して行えばよいのかの参考になり、大変ありがたかったです。

講師体験として、自分は、ウズベキスタンの学生（3年）とモンゴルの学生（4年）に憲法と民法の講義を行いました。いずれの学生の方々も積極的に講義を受けてくださり質問等も多かったです。自分としても、教えるという立場から、改めて日本の憲法や民法について見直す機会が得られ、従来の価値観や視座とは異なるものを得ることができて非常に学ぶことが多かったです。

Covid19によって、多くの制約がある中でしたが、オンライン形式でも、新たな出会いや視座が得られるという非常に学びの多い経験となり、大変有意義でした。

ベトナム立憲主義に関するハノイ法科大学・名古屋大学共催ワークショップ



名古屋大学大学院
法学研究科
特任准教授

ファン・ティ・
ラン・フォン

2021年11月13日、ハノイ法科大学は、名古屋大学大学院法学研究科（以下「GSL」という）及び同法政国際教育協力研究センター（以下「CALE」という）と協力し、「立憲主義を認知した上でのベトナム憲法」と題した国際ワークショップを対面及びオンラインのハイブリッド形式で開催し、成功裏に終えることができました。

ハノイ法科大学の代表として、ト・ヴァン・ホア副学長は立憲主義及びベトナム憲法が現在抱える課題を議論することは非常に重要であり、ベトナム研究者及び立法者にとって、外国の研究者と意見交換できることは貴重な機会であるとして、本ワークショップを高く評価しました。GSL及びCALEを代表して、小畑郁教授は、開会の挨拶をしました。

「ベトナムにおける社会主義及びハイブリッド憲法制定過程の課題」と題した第1セッションでは、ト・ヴァン・ホア副学長は「2013年ベトナム憲法-改善点と課題」と題し、ベトナム憲法の歴史、特に憲法保障に焦点をあてた報告をしました。ここでいう憲法保障とは、政府機関であっても、全ての違憲行為に対して制裁が課されるという意味です。1946年憲法には、憲法保障の制度が存在しておらず、1959年憲法においても、憲法保障に関して言及されていないものの、法律を違憲であると提起する制度が登場しました。2013年憲法には、ベトナムの憲法史上初めて、憲法保障とそれを実行するメカニズムが明確に規定されました。

第二に、グエン・ダン・ズン教授は、世界及びベト

ナムの憲法及び立憲主義について報告をし、第三に、ダウ・コン・ヒエップ氏の報告は、2013年憲法の下での人権の認識、尊重、保護及び確保の原則、並びに市民的及び政治的権利の実現について報告しました。

第1セッションの討論者のシンガポール国立大学のケビン・タン教授は、ベトナムの社会主義体制のもとでの立憲主義を検討することは非常に興味深く、他のアジア諸国と比較して様々な異なる点が見られたが、外国人研究者が十分に理解するために、ベトナムの社会及び法律背景をもう少し丁寧に説明すべきであるとコメントしました。

「2013年ベトナム憲法における国民、緊急事態及び権利」と題した第2セッションでは、社会主義憲法における緊急権：ベトナムの事例、ベトナム2013年憲法における人民主権、2013年ベトナム憲法における経済的、文化的及び社会的体制の3つの報告がありました。グエン・ミン・ドアン教授は、ベトナム社会主義共和国の重要な特徴と、「人民のための国家、人民の国家、人民によって付与されたすべての国家権力」を構築するために、憲法が人権をどのように確保するかについて議論しました。2013年の憲法は、国民が直接民主制、及び国会、人民評議会などの政府機関を通じた間接民主制により、権力を行使することを確認しました。グエン・クアン・トウエン准教授は、ベトナムの経済及び社会に関する重要な政策を提示し、社会主義を指向する市場経済化を実現する際の課題を明らかにしました。討論者である小畑郁教授から、憲法で規定されている緊急事態及びベトナムにおける経済政策に関してコメントがありました。

以上のように、本ワークショップは、ベトナム研究者や外国人参加者にとって、ベトナムにおける立憲主義の現在の発展と、2013年憲法の抱える課題、特に違憲審査、人権保護及び緊急事態に関する問題について理解し、議論する有意義な機会となりました。

[原文は英語。翻訳者：ファン・ダン・ホアン・チュック（名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程1年）]



2022年CALE年次国際会議「グローバリゼーションの文脈における現代アジア型立憲主義のアイデンティティとダイナミクス」

名古屋大学法政国際教育協力
研究センター

特任講師 イスマトフ・アジズ
講師 牧野 絵美

■ グローバルな視点で見るアジア諸国憲法

CALEは、2002年度から法整備支援またはアジア法をテーマとした会議を毎年開催していますが、昨年度より、会議の名称を全体会議からCALE年次国際会議に変更しました。

今年度のCALE年次国際会議は、「グローバリゼーションの文脈における現代アジア型立憲主義のアイデンティティとダイナミクス」と題し、2022年2月14日および15日の2日間にわたって開催されました。アジア諸国は、植民地からの独立、冷戦終結、社会主義からの離脱などを経験しましたが、グローバルな視点で見ると、アジア諸国の憲法は、西洋型の民主主義および法の支配を取り入れようと試みていますが、実際には、植民地の遺産、伝統主義、各国の法文化との相克があり、様々な課題を抱えています。

■ 第1セッション：ユーラシア諸国 (ロシア・中央アジア)

第1セッションに先立ち、企画者のひとりである小畑郁教授から挨拶がありました。1日目は、ユーラシア諸国に焦点をあて、3名が報告しました。最初の報告者であるアンドレイ・メドシェフスキー教授は、ロシアの憲法学会を代表する著名な研究者であり、本国際会議は、ユーラシア諸国の憲法を専門とする研究者から注目されました。同教授は、ロシアの2020年憲法改正の特徴に触れ、強い指導者による保守的な権威主義が強化され、伝統主義へと回帰していると述べました。ウズベキスタン憲法起草者であり、下院副議長でもあるアクマル・サイドフ教授は、中央アジアの憲法を概観した上で、ウズベキスタンが現在進めている憲法改正の課題を紹介しました。ヘルベルト・キュッ

パー東欧法研究所長も、ロシアの2020年憲法改正の話題に触れ、ウクライナなどロシア周辺に居住するロシア語話者を救済するという名目で、ロシアは再び植民地化へと戻ろうとしていると述べました。討論者の佐藤史人教授は、ユーラシア諸国の憲法の特徴として、社会主義崩壊直後は西洋型立憲主義が導入されたが、2000年代に入ると非自由主義的な特徴があらわれたとコメントしました。

■ 第2セッション：より広範囲のアジア地域 (東アジア、東南アジア・南アジア)

2日目は、東・東南・南アジアに焦点を移し、6名が報告しました。イクヒョン・リー教授は、韓国が権威主義体制から民主化をどのように実現したかに触れ、民主化後のいくつかの憲法改正を紹介し、今後の展望を示しました。レイガ・クロウト氏は、蒋介石から習近平までの中国憲法の歴史を振り返り、中国の立憲主義は、西洋思想を多く受け入れず、マルクス・レーニン主義思想および中国特有の法文化が基盤となっていることを示しました。ディネシャ・サマラトネ氏は、スリランカの統治構造への植民地主義の影響と比較法の中でのスリランカ憲法の位置づけを述べました。ベンジャミン・ローレンス氏は、カンボジアが、競争的な権威主義から覇権的な一党支配となった中、人類学的な視点により、政治家、法律家のみならず、僧侶、芸術家等が憲法上のアイディアを形成していることと紹介しました。カルティカ・パラミタ氏は、インドネシア憲法において性行為がどのように扱われているか、そして最近の性暴力撲滅法案の議論に触れました。マーカス・ブランド氏は、ミャンマーの2021年の軍事クーデターは違憲であり、それに対抗する民主化勢力による新しい憲法起草状況を紹介しました。討論者の浅野宜之教授は、すべてのアジア諸国の憲法は、西洋思想を取り入れつつも、アジア特有の特徴も含んでいるとコメントしました。

最後に、参加者からは、西洋立憲主義といっても、西洋文化に起源があるが、統一された規範があるわけではなく、多様な考え方の集まりであり、それぞれの国・時代によって意味が異なることも強調されました。

ハーバードロースクール・グローバル スカルーズアカデミーに参加して



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター
特任講師

イスマトフ・アジズ

■ グローバルスカルーズアカデミー参加者として 選出

デイビッド・ケネディ教授が所長を務めるハーバードロースクールのグローバル法政策研究所は、毎年、グローバルスカルーズアカデミーを実施していますが、このプログラムは、法律または政治を専門とする優秀なポストドクを含む若手研究者を対象としたメンタープログラムです。2021年のグローバルスカルーズアカデミーは、スイスのジュネーブにあるグラジュエート・インスティテュート及びオープン・ソサエティ・ユニバーシティ・ネットワークの協力を得て行われました。プログラムの詳細は、こちらのウェブサイトをご覧ください。(https://iglp.law.harvard.edu/events/)

筆者は、2021年のグローバルスカルーズアカデミーの参加者として選出され、約半年間にわたるコースを受講しました。グローバルスカルーズアカデミーは、世界各国の若手研究者から応募があり、非常に競争率の高いプログラムです。今回のプログラムでは、約30ヶ国の世界トップレベルの大学で勤務する優秀な若手研究者が選出されましたが、私もその一員となることができ、とても名誉なことでした。

応募の段階で、プログラムが提示するテーマに合致した内容の研究計画を提出しますが、問題の所在、重要性、研究方法、先行研究など、高度な学術的知識を示す必要があります。応募者は、研究を実施するために十分な学歴と研究スキルを実証しなければなりません。選出された場合は、研究計画にもとづいて、8000英単語程度のペーパーを執筆し、提出します。それぞれの若手研究者は、コース全体を通じて、同じく選出された若手研究者やメンターと一緒に、このペーパーの完成まで取り組みます。私は、“Do the Globalization Challenges show on Central Asia's Post-Socialist Constitutions?”と題したペー

パーを執筆し、中央アジアにおける憲法議論の中で、植民地の遺産、人権、健康、人口動態、環境などの課題がどう取り組まれているのか、世界のトレンドを踏まえて、私自身の考えを提示しました。

■ 2つのトレーニングコース

プログラムでは、2つの集中的なトレーニングが提供されました。1つ目のトレーニングは8月に行われ、著名な研究者であるメンターとピアの若手研究者による5〜6名の少人数のグループに分かれた集中的なライティングプログラムでした。メンターとピアの若手研究者は、それぞれのペーパーに対して、フィードバックやコメントを提供しました。さらに、今後、国際学会などに参加したときに、自分の研究をどううまく報告するとよいか、また討論者として他の人の報告にどう効果的にコメントをするとよいかといったトレーニングもありました。

2つ目のトレーニングは1月に実施され、関連する各研究ストリームに関する講義コースでした。私は、植民地・ポスト植民地の権力と支配の構造、批判的・社会的理論（フランクフルト学派、特にホルクハイマーとハーバマス）、権威主義・ポピュリズム・憲法上の権力の3つのストリームに参加しました。これらのストリームには、グンター・フランケンベルク、ヘレナ・アルヴェア・ガルシア、マルティ・コスケニエミ、ベラ・グロスコウィッツ、バラズ・トレンチェニ、シャリニ・ランデリア、その他多くの世界的に著名な研究者が講師として招待されました。

グローバルスカルーズアカデミー2021は、アメリカおよびスイスで実施される予定であり、旅費・滞在費等は、ハーバードロースクールが負担することになっていました。しかし、いずれも新型コロナウイルス感染症の蔓延により、オンラインで開催されました。特に、1月にスイスで開催される予定だったプログラムは、開催約1月前となり、オミクロン株の流行にともない、途中でオンラインに切り替わりました。2022年夏に、特別に対面でのプログラムが企画されており、今度こそ実際にメンターと一緒に参加した仲間と会うことができると願っています。

加田法務大臣政務官車座対話



名古屋大学
大学院法学研究科
博士前期課程2年

ピラチャン・
ソムサワート

2021年12月3日、名古屋大学CALEにおいて、「法整備支援」をテーマに加田裕之・法務大臣政務官との車座対話が行われました。名古屋大学からは、CALEの牧野絵美先生、法学研究科の留学生4名が参加しました。今回、CALEからお声かけ頂き、法整備支援というテーマに興味があり、参加させて頂きました。

車座対話の内容は、各国の留学生から自己紹介、研究している分野、そして将来の夢や計画について語り、その後、法整備支援に関する質問や意見交換が行われました。私は、ラオスの民法典について、法整備支援の際に議論された内容の広報の重要性を指摘しました。民法典の立法過程で議論された内容には、経緯と理由が含まれており、法を執行する関係者の間だけに留まらず、一般人にもそれらの内容を知らせることにより、社会全体の法意識を高める効果があると考えてい



ます。国民自ら法律を理解し、遵守し、事後救済として法律が適用されるのではなく、事前に紛争などを防止とする方がいいのではないかと述べました。他の留学生も各々の考えや問題関心を述べ、留学生がコロナ禍で直面している課題、将来の展望や民主主義の在り方などについても幅広く議論が行われ、それに対する加田政務官からの意見やアドバイスをいただきました。

この車座対話を通じて、今後の法整備において学問的な支援だけでなく、広報、その法律の執行についての調査、評価に反映できればと考えています。今回の車座対話は、政府関係者の視点からではなく、一般人の観点からの意見を聞くことができる機会だと思えます。また、外交関係に縛られることなく自由に気軽に対話を行うことにより、積極的な意見を促すこともできたと思います。



名古屋大学
大学院法学研究科
博士前期課程2年

エルデネオチル・
サンチルオヤー

2021年12月3日、加田法務大臣政務官がCALEに来訪され、「法制度整備支援」というテーマで車座対話が行われました。車座対話では法学研究科の留学生を代表して4名が参加し、私は、モンゴルの留学生を代表しました。対話前に、CALEの施設見学がありましたが、加田法務大臣政務官に私の研究室を紹介し、勉強環境が充実していることを話しました。対話では、私たちからまず自己紹介、現在の研究内容、将来の夢などを簡単に紹介し、その後、加田政務官に質問など

を行い、意見交換をしました。緊張はありましたが、加田政務官が優しい方でしたので、気軽に話すことができました。

質問で、法整備支援に携わる機会としてインターンができるかなど、法整備支援の一環として開催されていたシンポジウムなどについて聞いたり、来日できていない留学生や技能実習生の問題など幅広いことについて話したりしました。

対話の中で同じく勉強している留学生全員が、母国の法制度の発展に貢献したいという志望を持っていることを強く感じました。私も単に留学しているわけではなく、母国と日本を繋ぐ人材として、将来の法発展を担うという大きな役割があることをより実感しました。留学期間に自分のできる範囲でたくさん勉強して、知識や経験を多く積んで帰りたいと思いました。

弁護士会と名古屋大学の国際交流 ～人を育てる～



中部弁護士会連合会
国際委員会委員長

小川 晶露

コロナ禍に入って、既に2年が経過しようとしているが、先日、名古屋大学（CALE・同大学院法学研究科）、愛知県弁護士会、及び中部弁護士会連合会の3団体の共催によりアジア法交流セミナー（オンライン）を開催できたことは、弁学交流と協力関係の再開を後押しする頼もしい契機となった。Khim KhemryさんとLe Thi Kim Oanhさんのご発表が秀逸であったことは多言を要しないところである。

愛知県弁護士会による名古屋大学の留学生支援の歴史は古く、既に20年以上になる。1990年代は個人ベースで留学生支援を行っていたが、2004年からは愛知県弁護士会の国際委員会が英語講義『日本の司法機関』（Japanese Judicial Institutes）を開講し、その後、上記のような共同セミナーは年2回（夏と秋）定期開催して、セミナー後は懇親会に招待する等してきた。大学又は教員個人から推薦を受けた留学生は、各1～2週間程度、法律事務所にインターン生として受け入れて、海外案件・国内案件の事件記録を読ませたり、裁判所に連れて行く。さらに、毎年、入学式・卒業式後の歓送迎会に参加したり、国際仲裁コンペティション等の学外イベントの指導・引率をしたり、果ては、海や雪を知らない学生のために大学の沖縄旅行や飛騨スキー旅行の引率に参加したりもした。他方で、大学の教員はあまり知らないであろうが、日本で法的紛争に巻き込まれた学生のために手弁当で代理人弁護士として活動することも少なくなく、随分と多様な交流と支援を重ねてきたと感慨深い。

さて、『日本の司法機関』について敷衍するが、この英語講義は、座学と現地訪問（On-site visit）が半分ずつであり、毎年、20～25名の留学生を連れて愛弁、検察庁、裁判所、刑務所等を訪問し、さらに、東京の国会、最高裁、日弁連等にも連れて行って現職の実務家を訪問し、日本の司法機関を実際に目で見て肌

で感じ取って貰うことを目的とする。講義の内外では留学生の研究分野のリサーチを助けたり、あくまで個人的範囲であるが、知人友人の裁判官・検察官に繋いだりもする。最後は、学内の模擬法廷室を借り切って、すべて日本の刑事訴訟法に基づき窃盗被告事件の否認事件を審理して頂く。手続部分を除いてシナリオはなく、主尋問・反対尋問の結果によって有罪・無罪の判決を理由を含めて言渡して貰うが、供述調書には顯出しない裏事情（story behind story）も仕込んであって、毎年、多いに盛り上がる。誠に遺憾ながら、本講義はコロナ禍の影響でこの2年間は開講できていないが、2022年度は是非再開したく考えているので、関係者の皆様にはご協力を賜りたくつつしんでお願い申し上げます。

特筆すべきことであるが、この講義で育てられるのは決して留学生だけではない。かつて、普通に町弁をしていた英語を話せない若手弁護士が、不安に慄きながら本講義に参加し、留学生から刺激をもらって愛知から世界に羽ばたいていく。英米のロースクールに留学する者、国際協力機構（JICA）やCALEの現地専門家として赴任する者、さらに、今や、外務省WTO紛争解決部門に配属されてインド案件や韓国案件のためジュネーブで奮闘する者までいる。他方で、その後、愛知に戻ってきて、多少は流暢になった英語で留学生のために『日本の司法機関』で教鞭をとったりする。そのようにして愛知国際では人が育っていくし、主役が若手であるのは今も昔も変わらない。名古屋大学との弁学協力とおした国際交流は、留学生の研究支援だけではなく、共に若手弁護士が成長する掛け替えない基盤となっている。



【日本の司法機関】 刑事模擬裁判の様子

アジア法交流セミナー報告①



名古屋大学
大学院法学研究科
博士後期課程2年

クム・カエマリー

2月17日に中部弁護士連合会、愛知県弁護士会、名古屋大学大学院法学研究科及び法政国際教育協力研究センター（CALE）はセミナーを共催しました。筆者は報告者として選ばれ、カンボジア及び日本における委任立法の問題を紹介し、立法府による委任立法の統制制度の必要性と実現可能性について発表しました。

委任立法は円滑な国家作用の発動にとって不可欠なものです。だが同時に、民主主義の基本原則に反するものでもあるため、厳しい制約及び統制制度の下に置かれるべきです。しかし、カンボジアでは委任立法が過度かつ無制限に行われており、既存の司法機関及び

憲法院による統制は機能していません。また、日本の場合は命令に白紙委任する法律が多いですが、司法機関はそのような授権法を統制することに非常に消極的です。このような両国の現状を見ると、現存する統制制度だけでは深刻化する委任立法の問題に十分対応できません。そこで、筆者は立法府による統制制度の導入を提案しました。

この提案に対して、制度の導入に伴い議会が過重負担となるのではないかと問題視する質問や、議会与党と行政府の密接な関係に着目して立法府による統制の問題点を指摘する批判的な質問がありました。これは、筆者が自分の主張の問題点を再考察するきっかけになりました。本セミナーを通じて、自分の研究に関して有識者の方々から多くの建設的なコメントをいただき、貴重な機会となりました。いただいたコメントを踏まえて、複数政党制の意義、野党の役割、立法府による統制の具体的な制度設計について、より多角的な観点から検討していきたいと思えます。

アジア法交流セミナー報告②



名古屋大学
大学院法学研究科
博士後期課程1年

レ・ティ・キム・
オワイン

この度、中部弁護士会連合会、愛知県弁護士会、名古屋大学大学院法学研究科（GSL）及び法政国際教育協力研究センター（CALE）主催のセミナーで、私の研究の一部を報告するチャンスをいただき、大変うれしく思います。報告のテーマは、ベトナム及び日本における、契約締結時に予測できない事項による事情変更原則の適用についてです。最初の研究計画では、言語の壁があるため、日本を比較対象国に選択しませんでした。しかし、日本法との比較が、私の研究と深く繋がることに気づき、日本語を頑張って勉強し、スピードは遅いですが、今では日本語文献を読むことができるようになりました。指導教員であるコロンボ教授の承認及びアドバイスのおかげで、日本法と比較す

るという方向に、研究計画を修正しました。

セミナー報告の準備の際、CALE教員の前でリハーサルをしました。このリハーサルで、論点が不明確で、参加者が追いつくのが難しいほど多くの詳細を含んでいることに気がつきました。アジズ特任講師は、研究問題を明確にし、参加者が理解しやすいようにサポートデータを再編成した方が良いというアドバイスをしました。松田准教授は、日本の重要な判決を紹介し、日本と比較する理由を丁寧に説明すべきであるとコメントしました。藤本教授は、参加者が関心を持つよう、ベトナムにおける研究テーマに関する学術的な議論を追加すべきであると提案しました。これらのコメントは、今回の報告及び今後の研究を改善するのに非常に有益でした。

私の日本法に関する研究は、まだ初期段階にあり、明確にしなければならない点が多いですが、本セミナーでの報告は私にとって研究の道を歩み続けるための大きなモチベーションとなりました。

[原文は英語。翻訳者：ファン・ダン・ホアン・チュック
(名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程1年)]

「もう一つの大統領制」との邂逅

—カラカルパクスタン共和国で目にしたウズベキスタン共和国大統領選挙—



愛知県立大学
副学長

川畑 博昭

■ 「似ているようで、何か違う」

かつてウズベキスタンの友人から、中央アジアの大統領制は「スーパー大統領体制 (super presidential regime)」だと教わった時、わかるようで、しかし決定的に何か違う感覚に包まれました。私が研究を始めたきっかけであるラテンアメリカの大統領制のことを念頭に置いてのことです。ラテンアメリカの研究者だと「ハイパー大統領中心主義 (hiperpresidencialismo)」と表現するのを目にします。1990年代の南米ペルーの強権的統治の下で得た



上段の写真は、カラカルパクの民族衣装を着せられた川畑と学長。この衣装はスーツケースに入らず、今も現地の友人に預かってもらったまま。

生活実感から、私はいつも制度の比較以上に、制度の下で日々の生活を営む人びとの思考や慣習、そうやって社会が体制を支え維持していく側面に強い関心を持ってきました。ここではウズベキスタンでのささやかな実体験から、「スーパー」と「ハイパー」の違いを少しだけ考えてみたいと思います。

■ 「共和国の中の共和国」カラカルパクスタン

昨年10月24日に実施されたウズベキスタン共和国大統領選挙の国際視察員としての招きを受けた際、ウズベキスタンはおろか中央アジアについて100%の門外漢が1週間にも満たない滞在で知りえることの限界は、最初から承知の上で応じました。「大統領制」に着眼するなら、たとえ1週間でも感じられることはあるはずだと開き直ったのです。そしてそれは、自分が知っている南米とは異なる地の大統領制を採用する国の社会や人びとを知りたいという、抑えがたい願望でもありました。在京ウズベキスタン大使館から希望の視察地を照会された際、サマルカンドやブハラといった名所を勧められながら、迷わずアラル海のある北西部の「カラカルパクスタン共和国」と答えました。“Republic”を単に「共和国」というなら、たとえば自治州の位置づけであっても、“Qoraqalpog‘iston Respublikasi” (ウズベキスタン憲法第7章)と名づけられている事実はことのほか重要な意味をもつと思ったのです。この「共和国の中の共和国」は、「共和国」大統領の社会に関心をもってきた私が「どうしてもこの目で確かめたい!」と思うには、十分に魅力的でした。興奮気味に、国都のタシケントからカラカルパクスタン共和国の首都ヌクス (Nukus) へ飛びました。

■ 驚愕の光景—「統領主義」の一端

ヌクス空港で私を待っていたのは、“O‘ZBEKISTON PREZIDENTI SAYLOVI” (ウズベキスタン大統領選挙) と書かれたステッカーが貼ってある専用車両1台と専属の運転手、案内役の国立カラカルパクスタン大学のレイモフ・アフメッド (Reymov Ahkmed) 学長、学長助手の生物学研究者、同大学の英語教員で英語

とカラカルパク語（ウズベク語、ロシア語）の通訳でした。空港からホテルへ向かう車中で、学長は最初に口にしました—「視察地にカラカルパクスタンのヌクスを選んでくれて、ありがとう。おそらくあなたが、国際選挙視察員としてここに来た初めての日本人だと思う」。これに対して私は、「共和国の中の共和国」へ強い関心を抱いていたことを伝え、学長はすぐに「ウズベクは兄弟。ただカラカルパクとは違う文化。カラカルパクはむしろカザフやトルクメンに近い文化」と断言したのが印象的でした。そこには対抗意識や敵愾心など一切なく、自身も学長に任命される前は長く、タシケントにある中高等教育省に勤務していたことを語ってくれました。ひょっとすると「共和国の中の共和国」とは、無関心をも含んだ双方の共和国の理解と尊重の上にある平和的共存だろうか、と思ったほどです。

10月24日の投票日には4箇所投票所を視察しました。教育関係機関が投票所となっていました。そのうちの1カ所は国立カラカルパクスタン大学経済学部の建物でした。この投票所を訪問した際に、驚愕の光景を目にしました。我々の車両が学部前の道路に止まると、建物入り口に身なりを整えた教員陣がずらりと並び、その横におそろいのウィンドブレーカーを羽織った学生30名ほどが整列して、学長に対していっせいに恭しく挨拶をしたのです。どの投票所でも国際選挙視察員は目立つ存在で、しかも私は（おそらく）初の日本からの視察員というだけで、地元メディアが取材を求める格好の「カモ」でした。それだけに、てっきり私に対する出迎えかとばかり（笑）。ウズベキスタンの国立大学の学長が共和国大統領の任命によることは聞いていましたが、さながらに「学長大統領」が出現したかのようでした。現地の言語はわからない私でも、幾度か似たような印象を抱いた瞬間がありました。豪華な食事と脅迫まがいのウオッカによる歓待のときも、学長以外の者は学長に言われぬ限り、決してウオッカを口にはしません。学長の代理として一度もてなしてくれた気のいい外国語学部長も、ウオッカを手にした途端、「学部長大統領」に豹変しました。ラテンアメリカには「統領主義」としか訳しようのない caudillismo という風土がありますが、私が知る限りそんなものとは比較しようのないほどの、徹底したカラカルパク流統領主義のようでした。そして私は、ウ



学長夫妻が投票する様子。

オッカ漬けの朦朧とした意識のなかで、ふと、こう思ったのでした—「こうした社会の基盤の上に、ウズベクの大統領制はあるのだろうか」。

■ タブーと大統領制—「まるで北朝鮮のようだった！」

タシケントでもヌクスでも、聞こえてくる現職候補の優位は揺るぎないものに思えました。そして人びとが口々に言うのが、2016年以降のミルジヨエフ大統領就任以降の経済発展でした。「より良くなった！」と。学長も自分の給料が5年間で4倍になったことを力説していたほどです。私が知りたかったのは、良くなったという時の前提にある「それまでのウズベキスタン」についてでした。

投票日翌日、学長補佐と通訳が学長専用車で、一応は視察員としての任務を終えた私を、約半世紀かけて干上がったアラル海南岸の町モイナク（Muynak）へ連れて行ってくれました。学長のいないこの日の彼らは、別人のように生き生きしていました。道中、通訳に聞いてみました—「現職大統領の功績は称えられるけど、良くなる前のウズベキスタンについて人は語りませんね。どうだったのですか？」。彼は途端に声をひそめて、「あのころは発言の自由がなかったんです。まるで北朝鮮みたいでしたよ」と言ったのです。今はそれよりも自由だという。人びとが過去を語ろうとしないはずだ！—そう思ったとき私は、タブーが存在するかのような雰囲気や感覚が自分のラテンアメリカ大統領制の体験にはないことに気づいたのでした。

New ウズベキスタン便り



印象的なウズベキスタンの法制度

ウズベキスタンの法制度や実務については、日本語や英語文献が少ないため、情報を集めることに苦労します。そのため、日々の授業や学年論文（日本法センターの3年生が日本語で書く法律論文）・研究計画の指導が、ウズベキスタン法について知る良い機会となっています。今回は、印象的なウズベキスタンの法制度について紹介したいと思います。

1. ウズベキスタン国民は、弁護士よりも検察官を信頼している？

旧ソ連では検察官の権限が大きかったことから、旧ソ連から独立したウズベキスタンでも検察官には様々な権限が与えられています。ウズベキスタンの検察官は刑事事件だけではなく民事事件にも積極的に関与し、市民の法律相談も行います。法律相談は民事事件や労働事件なども対象となっており、ウズベキスタン最高検察庁の統計によると2019年の相談件数は313,230件で、これは弁護士会の相談件数の3倍以上であるようです。日本で法律相談といえまづ弁護士が思い浮かぶので、検察官が法律相談を行うこと、ウズベキスタン国民がこれほど検察官を信頼していることは私にとって意外でした。検察官に対する国民の信頼の高さは就職先としての人気にも表れており、タシケント国立法科大学の学生にとっても1・2を争う人気職です（近年経済成長が進んでいることに伴い、少しずつ弁護士人気も上がりつつあるようです）。ウズベキスタンセンターの学生からも、将来は検察官になりたいという話をよく聞きます。

2. 集会・デモ行進は行えない？

2022年1月6日、突然、ウズベキスタンの大学の冬休み期間が2週間延びるという連絡が入りました。そのあとニュースを見ると、大学以外にも、小中学校、高校、専門学校も冬休みが延長されたようです。また、大学関係者から学生に対し、冬休み期間中は大学に入らないように要請されています。

急にこのような対応が行われた理由について大学関係者に聞いたところ、1月上旬に発生したカザフスタンでの動乱が原因ということでした。ウズベキスタンはカザフスタンの南に位置しており、両国の国境は2000キロ以上です。ウズベキスタンの首都タシケントからカザフスタンとの国境までは車に乗れば数十分で行けます。地理的にとても近い関係にあり、ウズベキスタンの政府関係者の中にもある種特権的な地位にある者も少なくないので、政府はカザフスタンでの動乱がウズベキスタンに波及することをおそれ、カザフスタンが落ち着くまでの間、大勢の若者が一か所に集まらないようにしたいと考えたようです。

このような対応を見ると、ウズベキスタン政府が集会やデモ行進に対してどのような印象を持っているのか垣間見ることができるように思います。



外務省から (ウズベキスタン共和国 | 外務省 (mofa.go.jp))

集会の自由に関するウズベキスタン法を見てみると、憲法33条が集会の自由を保障し、集会の自由に対する制限は安全上の見地からのみ正当化されます。そして、行政責任法201条は、「集会を実施する手順」に違反すると刑罰が科されると規定



ウズベキスタン・
日本法教育
研究センター
特任講師

吉川 拓真

します。人々が刑罰を科されずに集会を行うためには「集会を実施する手順」の内容を把握する必要がありますが、ウズベキスタンの法令では「集会を実施する手順」は定められていないようです。正確に言うと、ソビエト時代の1988年に集会の手順に関する規則が定められていましたが、ウズベキスタンの議会は1995年にこの規則が無効であることを確認し、その後なぜかわかりませんが新しい集会の手順は定められませんでした。したがって、公的施設や公共の場で集会やデモ行進を行おうにも、どのような手続を行うべきか不透明な状況が20年以上続いています。私がウズベキスタンに来てからデモ活動や政治的な集会を見聞きすることはまだありませんが、このような状況が影響していると感じます。

3. ウズベキスタンでは、裁判がすぐ終わる？

ウズベキスタンでは、民事事件や経済事件は原則として1か月（複雑な事件では最長2か月）、労働事件では20日以内に裁判を終える必要があるとされています（民事訴訟法207条）。これは日本の民事裁判の運用と比べて非常に短いので、本当に1か月や20日以内に裁判が終わるのか？という疑問を持ちました。そこで、労働法について調べているセンターの修了生が、裁判所で勤務する知人に確認したところ、実際には半年以上労働事件の裁判をやることがあるという回答が得られました。やはり、ウズベキスタンでも裁判には時間がかかるようです。修了生の調査によると、時間がかかる原因は、事件数に比して裁判官の数が少ない点にあるようです。たとえば、民事裁判所の裁判官はひと月で100件以上の事件を処理することが一般的ということでした。ウズベキスタンでは裁判官になるために年齢要件（35歳以上）があるので、平均年齢が約28歳のウズベキスタンでは、裁判官のなり手が少ないという事情があるかもしれません。



4. 食料の衛生管理

ウズベキスタンは野菜・果物が安くて美味しいです。写真にあるイチゴをボウル（1kg）ごと買っても、ハイシーズンであれば500円せずに買うことができます。

写真はチョルスーバザール（タシケント最大のバザール）の一角です。

また、肉も新鮮で、特に羊はいままで日本で食べた羊よりも美味しく驚きました。さて、これらの食物の衛生管理はどのように行われているのでしょうか。現在の国際基準では、生産段階から流通段階までの過程を厳しく検査することが求められていますが、ウズベキスタンの法制度では、生産製造過程の検査は行われず製造完成後の時点でのみ検査が行われています。また、食品の生産・加工・販売について届出や許可は不要であるため、誰でも食品ビジネスを始めることができます。しかも、現在は大統領令により、営業の自由を確保するという名目で、行政が食品関連会社を検査・監督することが一時的に禁止されているようです。このような状況のため、残念ながら食の安全性は十分確保されているとはいえません。これらのことは食料輸出を妨げる原因にもなっているため、制度改革の必要性が大きいと認識されているようです。

5. 終わり

法制度に限らず、ウズベキスタンにはソ連時代の名残と思われる仕組みが今でも多く残っています。今年で独立30周年を迎えましたが、30年という時間は過去の制度を払拭するには十分ではないということを感じています。

センター長便り

CALEセンター長としての3年間



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター長
教授
藤本 亮

2022年3月をもちまして、センター長を交代することになりました。2019年4月に前任の國分先生の後任として就任してから3年間、みなさまにはたいへんお世話になりました。多くのみなさまに支えられてなんとかセンター長を務めさせていただきました。心より御礼申し上げます。

とりわけ2019年末からのCOVID-19の流行により、それ以降CALEが主催したり招待されたりした各種国際行事はすべからずオンライン開催となり、また日本法教育研究センター（CJL）の各拠点との行き来もできないという困難な中でも、みなさまのご指導ご助力により、法学研究科と一体となってCALEのミッションである法整備支援事業をすすめることができました。

90年代よりスタートした名古屋大学の法整備支援事業関連のプロジェクトは、CALEが設置されてからでも、すでに20年を超える積み重ねがあります。CALEとしての事業はたいへん多岐にわたりますが、微力ながら任期中に改善をすすめた事業について振り返ってみます。

CALE外国人研究員制度については、多くの卓越した研究者や実務家をこれまでに招聘してまいりました。こうしたみなさまの来日期間中の研究成果をペーパーにしてご提出いただき、確実に出版するように務めてまいりました。また、外国人研究員についてはより広く国際公募を行うように改め、アジア法を含む比較法研究や法整備支援関係の研究を行っている中堅や指導的立場の研究者・実務家の方々が自ら応募できるようにいたしました。残念ながら、COVID-19流行の影響で2021年度以降は募集を中断しておりますが、この制度を利用しての高次の人的交流のよりいっそう拡

充を目指すことは、CALEの重要な役割であることに変わりはありません。

また、CALEの紀要であるAsian Law Bulletinについても投稿公募制度を導入し、匿名査読制度を整備いたしました。より質の高い研究論文を掲載する専門雑誌としてさらに発展していく土台はできたと思います。

CALEが主催しております多彩な国際的な学術・教育企画は、その目的ごとに整理した名称をつけるようになりました。学生やアジア法・法整備支援初学者向けの「アジア法整備支援特別講座」、先進の研究成果の発表の場である「Workshop Series」、法務総合研究所や慶應義塾大学法科大学院と連携した「法整備支援連携企画サマースクール」、また、CJLコンソーシアムと共催している「CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ」などです。また、毎年1月から2月に開催しておりました「CALE全体会議」は「CALE Annual Conference」と改め、CALEの研究活動の中心となる学術会議としての性格を明確にいたしました。

こうした学術活動の成果出版も積極的に進めた結果、CALEがこの間取り組んできたConstitutionalismの研究成果をイスマトフ・アジズ特任講師が中心となって準備して『Dynamics of Contemporary Constitutionalism in Eurasia: Local Legacies and Global Trends』と題する図書として出版することとなったことは特筆に値します。

名古屋大学全体では2022年度よりGMCグローバルマルチキャンパス構想がスタートいたしますが、こうした中でもCALEやCJLが果たすべき役割と期待はますます大きくなっています。CJL拠点をしております各国のパートナー大学・機関・団体との関係をさらに充実したものにしていくことはもちろんですが、それをさらに超えて日本を、そして世界を代表するアジア法研究・法整備支援のハブとしてCALEがますます発展していくことを願ってやみません。センター長としては退任いたしますが、今後ともそのために微力ながら努めていきたいと考えております。

Message from the CALE Director

村上 正子 新センター長からのメッセージ

20年の歴史から、新たな発展へ



新センター長 村上 正子

2022年4月から法政国際教育協力研究センター（CALE）のセンター長を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

アジア地域の専門家ではない私は、数年前までアジアとの関係といえば、観光で数カ国を訪問したことがある程度でした。しかし2016年に名古屋大学に着任して以来、日本法教育研究センター（CJL）の教務主任として、また留学生の指導を通して、主に教育・人材育成の面でCALEの活動の一端を担う機会を得、今ではアジア地域の研究にも大いに魅力を感じるようになりました。

CALEは2022年に設立20周年という節目の年を迎えます。この20年間、CALEは様々な形で多くの方々に支えられてきました。法整備支援事業・アジア法研究は、同窓生等多くの方々のご寄付で始まりまし、最近では、関係大学・企業・個人のご協力を得て、CJLコンソーシアムも立ち上げました。これまでの活動を支えて下さったすべての皆様に、この場を借りて深く御礼申し上げます。

皆様のご支援の下で、CALEは、その代名詞ともいえる法整備支援を軸に発展し、実績を積み上げてきました。この間、本学法学研究科に留学して学位を取得し、本国で活躍する若い専門家も増えました。ただし今日では、アジアにおける権威主義国家の台頭が問題になってきており、法整備支援のあり方自体も問われる状況にあります。これまでの蓄積を基礎に、アジア諸国の若い世代との組織的・継続的な研究協力体制を構築し世界に発信していくこと、法学研究科教員と協力しながら国内外の機関との連携を一層強化していくことなどが、今後CALEが果たすべき新たなミッションではないかと考えています。

2020年の年明けから新型コロナウイルスが猛威を振るい、これまであたりまえにできた自由な往来が制限され、いまだ収束の兆しが見えない日々が続いています。しかし、このような状況だからこそ見つかる、新たな道もあるのではないのでしょうか。柔軟な発想で色々なことに挑戦し、私にとってもCALEにとっても、次のステージへの飛躍となる道筋を模索していきたいと思っています。今後とも皆様からのお力添えを頂ければありがたく存じます。

CALEは今年設立20周年を迎えます

CALE（法政国際教育協力研究センター）は、文部科学省令にもとづき、2002年4月1日に設立されました。CALEの前身であるアジア法政情報交流センターは、その2年前の2000年4月1日に、法学研究科内の組織として設立されましたが、中部地域を中心とした経済界および法学部同窓生からの基金にもとづくものです。改めて、ご支援いただきました皆様方に感謝申し上げます。

CALE設立20周年記念行事を9月20日頃開催します

※詳細が決定しましたら、ウェブサイトに情報を掲載いたします。

オンライン開催

2021年

11月6日(土)	「法整備支援へのいざない」(法整備支援連携企画2021) 於: Zoomによる開催 主催: 法務省法務総合研究所 共催: 公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・CALE	
11月10日(水)	アジア法整備支援特別講座 第4回「ロシアにおける法の解釈」 於: アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 イスマトフ・アジズ (名古屋大学CALE特任講師)
11月13日(土)	Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond: The Constitution of Vietnam through the Lenses of Cognitive Constitutionalism 於: Zoomによる開催 主催: 名古屋大学法政国際教育協力研究センター・大学院法学研究科、ハノイ法科大学	【参加者】 約87名
11月24日(水)	アジア法整備支援特別講座 第5回「ロシアにおける法の解釈」 於: アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 佐藤史人 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
12月15日(水)	アジア法整備支援特別講座 第6回「日本の法整備支援の特徴」 於: アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 牧野絵美 (名古屋大学CALE講師)
12月22日(水)	アジア法整備支援特別講座 第7回「中央アジアの超大統領制ーなぜ大統領の権限が強いのか」 於: アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 イスマトフ・アジズ (名古屋大学CALE特任講師)

2022年

1月12日(水)	アジア法整備支援特別講座 第8回「ロシアの司法制度」 於: アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 杉浦一孝 (名古屋大学名誉教授)
1月19日(水)	アジア法整備支援特別講座 第9回「ロシアの憲法裁判」 於: アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 杉浦一孝 (名古屋大学名誉教授)
2月14日(月)~ 2月15日(火)	2022 CALE Annual Conference “The Identity and Dynamics of Contemporary Asian Constitutionalism in the Context of Globalization” 於: Zoomによる開催	【参加者】 約119名
2月17日(木)	Seminar on Asian Legal Exchange 於: Zoomによる開催 主催: 中部弁護士会連合会、愛知県弁護士会、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター	【名古屋大学報告者】 クム・カエマリー、レ・ティ・キム・オワイン (名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程学生)
3月2日(水)、 4日(金)、 10日(木)	ウズベキスタン短期研修(オンライン)	【参加者】 6名 【協力者】 ガフロフ・アスカル (憲法裁判所副長官)、ウマロフ・デリシヨド (タシケント国立法科大学副学長)、カシモフ・ボティルジョン (同大学講師)、黒木宏太 (法務省法務総合研究所国際協力部教官)
3月9日(水)	ロシア短期研修(オンライン)	【参加者】 7名 【協力者】 マリーナ・アマラ (モスクワ大学ジャーナリズム学部講師)
3月23日(水)	対日理解促進交流プログラム(JENESYS2020)モンゴルオンライン交流 於: Zoomによる開催	【参加者】 日本側: 9名、 モンゴル側: 16名

法学部創立70周年記念事業特設ウェブサイトにてCALEの研究・教育活動を紹介した動画が掲載

https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/cale_news/cale_news-934





新刊案内 『新版 アジア憲法集』

編者＝鮎京正訓、四本健二、浅野宜之
(明石書店、2021年12月27日発行、27,000円+税)

同書は、名古屋大学CALEおよび法学研究科が拠点を置くウズベキスタン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス、インドネシアを含むアジア22か国の現行憲法の翻訳とそれらの解説を掲載しています。各国の公用語に堪能な研究者による正確な翻訳とともに、精緻な解説は、各国の憲法史と現行憲法の特徴、政治的背景や歴史的な位置づけを明らかにし、読者により深い知識をよりわかりやすく提供しています。

詳細は、<https://www.akashi.co.jp/book/b598638.html>をご参照下さい。



新刊案内

『Dynamics of Contemporary Constitutionalism in Eurasia: Local Legacies and Global Trends』

編者＝Aziz Ismatov/ Herbert Küpper/ Kaoru Obata
(Studien des Instituts für Ostrecht, Berlin、近刊)

同書は、ソ連崩壊後の各共和国が、社会主義からの移行過程において課題に直面しながら、どのように憲法文化、伝統および理論を発展させたか、旧ソ連諸国の憲法専門家による論考を掲載しています。執筆者は、日本学術振興会・研究拠点形成事業B「アジア型立憲主義の解明—人権保障と法的安定性強化のための研究ネットワーク—」(代表者：小畑郁)により2021年度に実施した立憲主義ワークショップシリーズでの報告者を中心に構成されています。

日本法センター修了生ダブロンさんが新日本法規財団より最優秀賞受賞

ウズベキスタン日本法教育研究センター修了生で、現在名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程に在籍しているウバイドゥラエフ・ダブロンベックさんの論文「法人格否認に関する抵触法的考察—ロシア法及び日本法からのウズベキスタン法への示唆—」が、第11回新日本法規財団奨励賞【会社法制分野】において最優秀賞に選ばれました。新日本法規財団奨励賞は、法律学の発展に顕著な貢献が認められる若手研究者や実務家の調査研究を表彰することにより、受賞者のより一層の活躍を期待し助成を行うことを目的としています。

ウズベキスタン・ロシア短期研修(オンライン)実施

CALEは、名古屋大学法学部の学生を対象に、法整備支援対象国をはじめとする体制移行国での短期研修を行っています。2021年度は、ウズベキスタンとロシア短期研修を計画しましたが、3月2日から10日にかけて、残念ながらいずれもオンラインで実施し、それぞれ6名及び7名の学生が参加しました。ウズベキスタン研修では、ガフロフ・アスカル憲法裁判所副長官に、ウズベキスタンの憲法統制の特徴について、黒木宏太・法務省法務総合研究所国際協力部教官に、法務省によるウズベキスタンに対する法整備支援についてお話をいただきました。ロシア研修では、マリーナ・アマラ・モスクワ大学ジャーナリズム学部講師に、ロシアのデジタル社会(2020-2022)―法的諸問題についてお話をいただきました。この短期研修は、訪問先での学生交流がメインイベントですが、今回、ロシアの学生とは、ロシアのウクライナ軍事侵襲により、実施できませんでした。ロシア研修参加者もウズベキスタン研修参加者に合流し、タシケント国立立法科大学の学生と、COVID-19に対するそれぞれの国の法的・社会的課題について議論しました。当日の様子は、ウズベキスタンの国営テレビで紹介されました。

CALE人事

【退職】 カンボジア・日本法教育研究センター 日本語講師 レイン幸代 (2022年2月28日)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「法学研究科の留学生」

(名古屋大学・名古屋市千種区)

現在、法学研究科には約180名の留学生が在籍していますが、その半数が法整備支援対象国からの留学生です。法学研究科は、1999年に英語コースを設置し、これまで多くの留学生を受け入れ、卒業生は、各国の大臣、副大臣、最高裁判所副長官など、国家中枢人材として活躍しています。最近は、日本法教育研究センター修了生など日本語コースに留学する学生も増え、日本と母国をつなぐ若い世代が育っています。

